

全建労発第 92 号  
平成 28 年 2 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤晴貞  
〔公印省略〕

### 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月 4 日に将来にわたる公共工事品質確保とその長期的な担い手の育成・確保が基本理念として公共工事品質確保法の改正が行われたところですが、技能労働者の育成・確保には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることから、このたび、国土交通省土地・建設産業局長より別添のとおり、平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価が決定・公表されたことに伴い、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等の措置が講じられるよう周知依頼がありました。

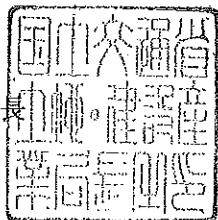
つきましては、貴協会会員に対し、引き続き、適切な賃金水準を確保していくよう、周知徹底の程お願いいたします。

以上

国土入企第12号  
平成28年1月20日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



### 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で4.9%、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では7.8%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で34.7%、被災三県の平均では50.3%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の育成・確保には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの三度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成25年4月、平成26年2月及び平成27年2月）の際には、その都度、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号、平成26年1月30日付け国土入企第28号及び平成27年1月30日付け国土入企第26号）を発出するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の待遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていると承知しております。

引き続き貴団体におかれでは、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、待遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、

### 3. 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

これを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請業者が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請業者に提出できるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により法定福利費を内訳明示した見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対して標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対しても法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重すること。加えて、自ら雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」とこととされており、他の公共工事発注機関にもこれらの措置を講ずるよう要請しているので、ご留意願いたい。

### 4. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の待遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげ、待遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

### 5. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等の待遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善す

国土入企第 13 号  
平成 28 年 1 月 20 日

各都道府県知事 殿  
(市町村担当課、契約担当課扱い)  
各政令指定都市市長 殿  
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

#### 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4.9%、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では 7.8% の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 34.7%、被災三県の平均では 50.3% の上昇となります。

ご承知のとおり、平成 26 年 6 月 4 日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の育成・確保には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの三度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成 25 年 4 月、平成 26 年 2 月及び平成 27 年 2 月）の際には、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 36 号、平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号及び平成 27 年 1 月 30 日付け国土入企第 26 号）を発出するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請しております。また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の待遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられて

ろです。

これを踏まえ、貴団体発注工事においても法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）が適切に予定価格に反映されるよう措置するとともに、受注者と下請業者との間でも、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の提出などによって法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に法定福利費相当額の適切な支払いの指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導するなどの特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」とこととされております。

これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け總行行第231号・国土入企第14号）等においても要請しておりますが、未実施の団体においては、これらの措置を講ずるようお願いいたします。

#### 4. 適正な価格による契約の推進

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項にダンピング受注の防止が規定されていることを踏まえ、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等によりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いいたします。また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いいたします。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これまで繰り返し要請しているとおり、厳に行わないようお願いします。実態調査の結果によれば、

(別添2)

国地契第48号  
国官技第293号  
国営管第377号  
国営計第85号  
国港総第384号  
国港技第72号  
国空予管第444号  
国空安保第656号  
国空交企第565号  
国北予第29号  
平成28年1月20日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	港湾空港部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿

#### 国土交通省

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局安全部空港安全・保安対策課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長  
( 公印省略 )

(2) 平成 28 年 1 月 31 日以前に契約を締結した工事のうち、2 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港總第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号) の記 1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。) の規定を準用するものとする。

### 第三 その他

落札者決定通知後の工事にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。